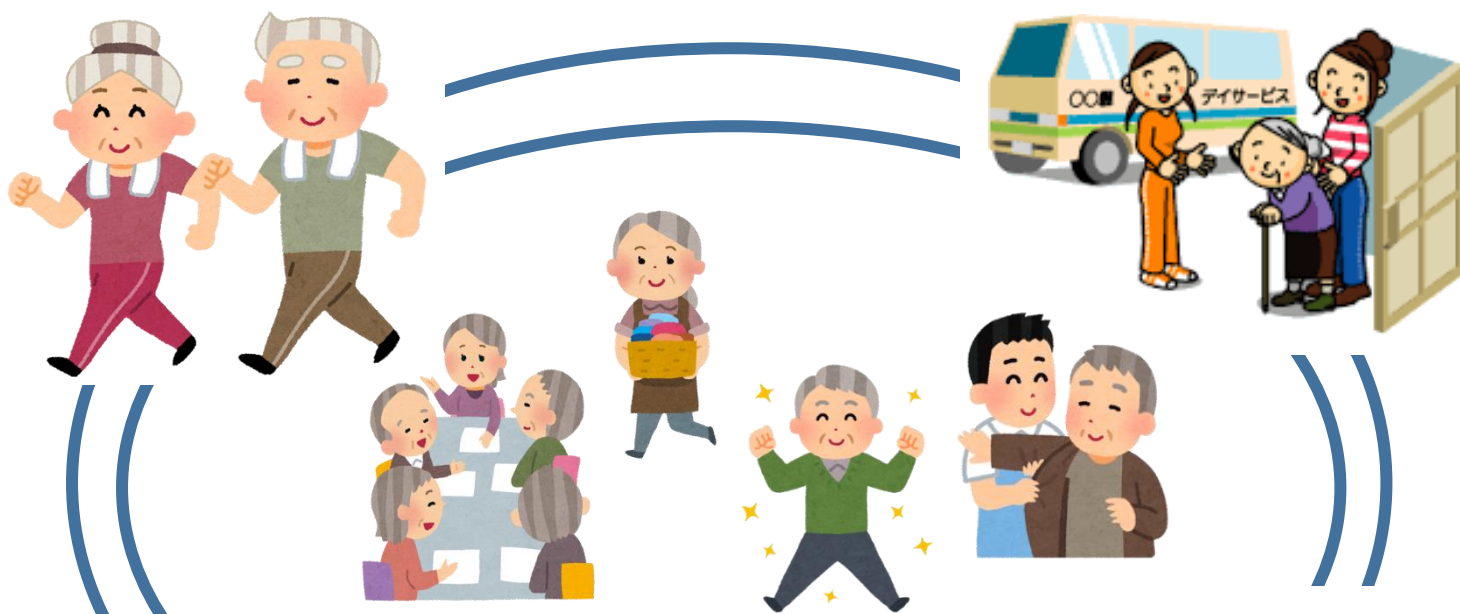


介護予防・日常生活支援総合事業の ご案内



介護予防をはじめましょう



平成29年4月1日から 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、65歳以上の方を対象とする松江市が行う介護予防事業です。介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた総合事業サービスを利用することができます。いつまでも健康でいきいきとした暮らしを送るために、この総合事業を利用して、自立した生活を続けましょう。

松江市介護保険課

総合事業 ご利用までの流れ

総合事業のサービスを受ける手続きの流れは、2通りです

総合事業のみ利用する場合は、介護保険の要介護（要支援）認定を受けなくても、基本チェックリスト（質問票）による判定で利用できます。

65歳以上の方 *1

お手続き窓口

お住まいの地域の地域包括支援センター
市役所介護保険課・各支所の市民生活課

お身体の状態と、サービスのご利用希望について確認します

介護保険の
要介護（要支援）認定
申請を行います *2

総合事業の
基本チェックリスト
を行います *3

要支援1・2
に認定された方

非該当
となった方

生活機能の低下
が見られた方

自立した生活が
送れると
みとめられた方

介護保険の
「介護予防
サービス」が
利用
できます

①「介護予防・生活支援サー
ビス事業」が利用できます

②「一般介護予防事業」
が利用できます

～介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）～

実際のサービス利用までに、ケアプラン(サービス利用計画)の作成が必要です

- *1 第2号被保険者（40歳～64歳）の方は、これまで通りの要介護（要支援）認定申請の手続きのみとなります。
- *2 要介護（要支援）認定審査の結果が、「要介護（1～5）」となった方は、介護保険の介護サービスが利用できます。
- *3 「基本チェックリスト」とは、全25項目について「はい」「いいえ」でお答えいただく質問票です。要介護（要支援）認定審査を受けなくても、「基本チェックリスト」の判定により、総合事業の利用が可能になります。

総合事業のサービス内容

①介護予防・生活支援サービス事業

介護保険の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」（要支援の方が利用する「訪問介護（ホームヘルプ）」「通所介護（デイサービス）」）が、松江市独自の「訪問型サービス」と「通所型サービス」に変わり、ご利用できるサービスの種類が増えました。

この2つのサービスのみ利用する場合は、基本チェックリスト（質問票）による判定で利用できます。

◎「訪問型サービス(ホームヘルプなど)」

ご自宅にヘルパーなどが訪問して、入浴や食事、掃除などの生活の支援を行うもの

サービス種類	訪問サービス (現行の基準相当)	訪問型サービスA (緩和した基準)	訪問型サービスB (住民主体・ボランティア)	訪問型サービスC (短期集中型)
内容	専門のホームヘルパーによる入浴や食事などの身体介護や生活援助	身体介護を含まない、掃除・洗濯・食事の準備・調理等の生活援助	地域住民やボランティアなどによる生活援助（ゴミ出し・掃除など）	保健の専門職が必要な相談指導等を実施します
利用者負担額のめやす	(1月あたり) ・週1回程度 1,168円 ・週2回程度 2,335円 ・週2回程度を超える 3,704円	(1月あたり) ・週1回程度 1,028円 ・週2回程度 2,055円 ・週2回程度を超える 3,260円	利用先の団体が定める額	無料

◎「通所型サービス(デイサービス)」

施設や会場に通い、食事・入浴・排せつなどの支援や、機能訓練などを行うもの

サービス種類	通所サービス (現行の基準相当)	通所型サービスA (緩和した基準)	通所型サービスB (住民主体・ボランティア)	通所型サービスC (短期集中型)
内容	通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの支援を受ける（1日程度。日帰り）	通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの支援を受ける（半日程度。日帰り）	地域住民やボランティアが開催する、健康増進や介護予防を主目的とした会へ参加する	約3か月間、運動機能向上のための教室に通う
利用者負担額のめやす	(1月につき) ・週1回程度1,647円 ・週2回程度3,377円	(1月につき) ・週1回程度1,318円 ・週2回程度2,702円	実費(参加費)	1回200円



健康長寿をめざして 元気うちから介護予防をはじめましょう

②一般介護予防事業(65歳以上の方なら、どなたでも参加できます)

総合事業では、地域・個人が取り組む健康づくりへの支援を行っています。
65歳以上の方なら、どなたでも参加できます。
いつまでも健康でいきいきと自立した生活をおくるために、
元気うちから介護予防の取り組みをはじめましょう。



～出かけませんか？身近な介護予防活動～

なごやか寄り合い	地区の集会所等で行っている 高齢者の通いの場
からだ元気塾	公民館や介護予防事業所などでの運動教室
歯つらつ健口教室	歯科医院でお口の機能を維持・向上するための教室
介護予防教室	健康づくりや介護予防の講師を地域に派遣

ご相談はお住まいの地域の地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、高齢者とそのご家族のための総合的な相談窓口です。
総合事業などの介護サービス、日々の生活でのご相談、ご不明なことがありましたら、
お住まいの地域の地域包括支援センターへご連絡ください。

名称	電話番号	担当する地域（公民館区）
しょうとう 松東 地域包括支援センター	24-1810	朝酌・川津・本庄・持田・ 島根・美保関・八束
しょうとう 松東 サテライト（美保関）	72-9355	
ちゅうおう 中央 地域包括支援センター	24-6878	城北・城西・城東・白湯・朝日・雑賀
しょうほく 松北 地域包括支援センター	82-3160	法吉・生馬・古江・秋鹿・大野・鹿島
しょうなん 松南第1 地域包括支援センター	60-0783	津田・大庭・古志原
しょうなん 松南第2 地域包括支援センター	52-9570	竹矢・八雲・東出雲
こなん 湖南 地域包括支援センター	24-1830	乃木・忌部・玉湯・宍道
こなん 湖南 サテライト（宍道）	66-9355	

●総合事業を通じて、『地域づくり』に取り組めます

高齢者は、“閉じこもり”や“うつ”が原因で介護を要する状態になることが多いと言われます。
高齢化社会がますます進む中で、これからは、介護専門職によるサービスだけでなく、地域での見守り・サポートという、身近なところでの支援の輪が広がっていくことが大切です。
松江市では、総合事業を通じて地域全体でお互いを支える仕組みづくりを含む、高齢者が住み慣れた地域で健康で自立できる体制づくりに取り組めます。

松江市介護保険課 Tel 55-5303